

令和4年度

薩摩川内市川内まごころ文学館

年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

Sendai Magokoro Museum of Literature

目 次

I 事業概要

1 令和4年度 事業報告	1
2 生誕記念事業	2
3 展示	2
4 普及活動	3
5 施設利用	10

II 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況	12
2 資料修復	14
3 レプリカ製作	14
4 ピアノ調律	14
5 資料保存	14

III 管理・運営

1 管理・運営	16
2 川内まごころ文学館指定管理者体制	17
3 川内まごころ文学館運営協議会	18
4 利用状況	19
5 決算	21

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例	22
2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	29
3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	33

*その他

1 令和4年度の歩み	34
2 職員名簿	35
3 利用案内	35
4 交通案内	36

I 事業概要

1 令和4年度 事業報告

本年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染対策に努める一方、予定どおりの事業を実施できたことで、利用者数は前年比71.7%増となった。

展示では、昨年度末からの継続事業である第16回特別企画展「作家からの手紙Ⅱ」のほか、夏期に特別企画展「山口長男の“ことば”と“かたち”」を実施した。旧川内文化ホールに設置されていた山口長男デザインの緞帳がサンアリーナせんだいへ移設されたことにあわせて、山口長男の絵画や焼物などの作品を多く収蔵している枕崎市文化資料センター南浜館より資料を借用して、作品とともに山口長男の人となりを紹介した。里見弴生誕記念展示では収蔵資料や随筆を通して里見弴の暮らしぶりを紹介した「長寿万歳！作家里見弴の生活」、トピック展示では、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に関連した戯曲・武者小路実篤「実朝の死」を紹介した。里見弴の命日にあわせて例年実施している「里見弴 大寒忌コーナー」も来館者増につながった。

教育普及活動では、第12回まごころ児童絵画展や第16回特別企画展に関連したワークショップの実施、おはなし会を開催したことにより、子どもたちの利用促進につながった。ほかにも「まごころ文芸講座」として、文学への興味・関心を高める5講座を開講した。

名作シネマ上映会は新型コロナウイルス感染症対策による人数制限等も解除され、年間を通して上映できた。シネマトーク&上映では上映作品「シェイクスピアの庭」の見どころや制作秘話などを、当館の運営協議会委員でもある鹿児島国際大学の小林潤司氏に講話いただいた。いきいき生涯学習事業では、隣接する歴史資料館との合同企画として、当館収蔵資料である山本直純氏愛用の大橋ピアノの演奏に合わせて踊るなど、博物館にダンスを取り入れた新しい試みを実施した。

また、新聞社からの依頼ではあるが、昨年度より連載している「南九州文学の碑（いしぶみ）」など学芸員個人による定期的な新聞への寄稿により、館のPR活動にもつながった。その他、市民団体等による企画展示室を利用した美術展、写真展などの開催や、多目的映像ホールの利用など、施設の利用促進が図られた。

新型コロナウイルスの感染症対策については、本年度3月からマスク着用等の緩和、令和5年度は感染法上の5類に引き下げられるが、引き続き安心して来館してもらえるよう努めながら、各種事業に取り組んでいきたい。博物館の基本的機能として、資料の収集・保管、調査・研究、展示、教育普及は、どの機能も欠かすことはできない。当館には全国に誇れる資料が多数収蔵されており、学術面での調査・研究成果を取り入れた観光面へのアプローチや生涯学習の推進を模索しながら、市民に愛される博物館を目指すとともに、開館20周年として、関連事業の実施、老朽化による施設改修の検討など、博物館を発展させていくために更なる創意・工夫に取り組みたい。

2 生誕記念事業

里見淳生誕記念展示「長寿万歳！作家里見淳の生活」

期 間：令和4年7月12日（火）～8月28日（日）

43日間 ＊休館日除く

場 所：2階ホール

内 容：里見淳関連の収蔵資料とともに、晩年まで充実した暮らしぶりを紹介した。

来 場 者：339名



3 展示

(1) 第16回特別企画展「作家からの手紙Ⅱ」

期 間：令和4年3月23日（水）～5月8日（日）42日間

来 場 者：485名（令和3年度 8名、3月23日～31日 8日間）

（令和4年度447名、4月1日～5月8日 34日間）

(2) 第17回特別企画展「山口長男の“ことば”と“かたち”」

期 間：令和4年8月2日（火）～9月25日（日）

49日間 ＊休館日除く

※9/18、9/19台風接近により臨時休館

場 所：企画展示室

内 容：本市出身の画家山口長男（たけお）の著作とともに
絵画や絵皿などの作品を枕崎市資料センター南溟館
より借用して展示した。

来 場 者：419名

【ワークショップ】「ことばをかたちで描こう」

実施日時：令和4年8月27日（土）、28日（日）13:00～16:00

9月17日（土）、24日（土） 9:00～16:00

場 所：企画展示室前コーナー

内 容：特別企画展「山口長男の“ことば”と“かたち”」にあわ
せて実施。「言葉」からイメージを膨らませ、丸、三角、四
角の「形」を使って、その言葉をコラージュで表現した。

参 加 者：7名



(3) トピック展示

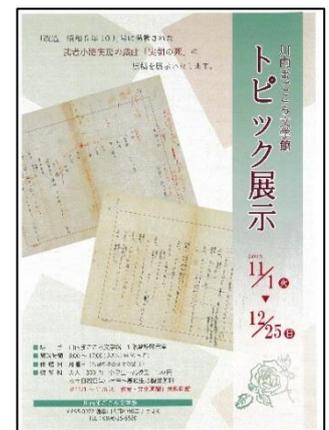
期 間：令和4年11月1日（火）～12月25日（日）

48日間 ＊休館日除く

場 所：1階常設展示室

内 容：「改造」昭和5年10月号で発表された武者小路実篤
の原稿「実朝の死」を展示した。

来 場 者：747名



(4) 里見淳 大寒忌コーナー

期 間：令和5年1月17日（水）～ 2月26日（日）
36日間 *休館日除く

場 所：2階展示室

内 容：里見淳の命日にあわせて、「大寒忌コーナー」を設け
当市とのゆかりを紹介。本年度は、令和5年の干支にちな
んで淳旧蔵の「泉鏡花全集」を展示し、泉鏡花との関
係をマンガにして紹介した。

来 場 者：232名



(5) 第12回まごころ児童絵画展

期 間：令和4年12月3日（土）～
令和5年1月9日（月/祝）28日間 *休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：子どもたちの自由な発想・伸びやかな表現が当館で
顕彰する作家里見淳の「まごころ哲学」に通ずるも
のと考え、平成23年度から開催している。
本年度は、市内小学校24校、義務教育学校1校
から出品された256点の作品を展示。

来 場 者：691名



【体験コーナー】 干支ぬり絵

期 間：令和4年12月3日（土）～
令和5年1月31日（火）46日間 *休館日除く

場 所：企画展示室(12/3～1/9)、1階廊下(1/11～1/31)

内 容：令和5年の干支である卯のイラストに色を塗り、
展示スペースに作品を貼った。☆自由参加
(12/3～参加者20名 1/11～1/31 絵画展終了後)



4 普及活動

(1) まごころ文芸講座

① 楽しく学ぶ薩摩狂句

鹿児島弁の意味や使い方、薩摩狂句の定義・基本定型・規定などを学び、鑑賞・作句を通
して薩摩狂句を親しむ講座。作句や添削指導の他に
相互批正を行った。

期 間：令和4年5月～12月（全7回）
時 間：毎月第1土曜日（5月は第2土曜日）
10：30～12：00

講 師：福富 則義氏（川内まごころ文学館元館長）
受講者数：登録12名 延べ80名



② 名詩を歌う～思い出とともに～

明治から大正期に作られた唱歌・童謡を季節ごとにとりあげ、作者や詩について学び歌う講座。最終回には、講座生による発表会を行い、歌う曲にまつわる思い出のエピソードを講座生が語った。

期 間：令和4年5月～令和5年3月（全9回）

時 間：毎月第2土曜日

13:30～15:00

講 師：齊藤 玲子氏（声楽家）

伴 奏：高城 真理子氏（ピアノ）

受講者数：登録13名 延べ84名

※3/18発表会 来場者15名



③ あいうえおから始める文字講座

文学作品を手本に用いて、ひらがなやカタカナを基礎から学び、楷書・行書できれいな字が書けるように練習した。※硬筆

期 間：令和4年5月～令和5年3月（全9回）

時 間：毎月第3金曜日

10:30～12:00

講 師：青崎 テル子氏（日本習字講師）

受講者数：登録24名 延べ154名



④ 源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

源氏物語「明石」巻「澁標」巻を鑑賞し、現代語訳や作品の歴史的背景などの解説を行う講座。全54巻を順に解説。

期 間：令和4年5月～10月（全5回）

時 間：毎月第4日曜日※初回のみ開講式90分

10:30～11:30

講 師：廣尾 理世子氏

（鹿児島純心女子中学・高等学校教諭）

受講者数：登録21名 延べ89名



⑤ 優しい朗読～はじめの一步～

はじめての方でも分かりやすく、朗読に必要な基礎（発声、間、イントネーションなど）を学び、文学作品を楽しく声に出して味わう講座。

期 間：令和4年5月～令和5年1月（全8回）

時 間：毎月第3金曜日13:30～15:00

講 師：浜本 麗歌氏（朗読家）

受講者数：登録12名 延べ67名



(2) おはなし会

読み聞かせボランティアによる幼児の親子を対象としたおはなし会。絵本、紙芝居などの読み聞かせ、手遊び歌、簡単な工作など。文学の入り口としてものがたりに触れる機会とした。

場 所：企画展示室

出 演：読み聞かせボランティアグループおはなしグループまごころ

対 象：幼児とその保護者

参加料：無料

イベント名	日 時	場 所	人数 (名)	
			参加者	ボランティア
春のおはなし会と 風車作り	令和4年5月15日(日) 10:30~11:15	企画展示室	大人17 未就学児16	5
夏のおはなし会 (工作「紙コップ万華鏡」)	令和4年7月18日(月/祝) 10:30~11:15	企画展示室	大人16 未就学児16	5
秋のおはなし会 (「にじいろのさかな〜ぼ うけん編」上映24分)	令和4年11月13日(日) 10:30~11:40	企画展示室 映像ホール	大人14 未就学児14	9
冬のおはなし会 (「てぶくろを買いに」 上映15分)	令和5年2月26日(日) 10:30~11:30	企画展示室 映像ホール	大人17 未就学児15	6
合 計			125	25

(3) 名作シネマ上映会及び特別上映

上映権を持つ松竹、シネマ雄、MMCを中心に素材を借用して上映。作品は、当館と関連の小津安二郎監督、各種受賞作品を選定。上期はアンケートを実施し、結果を反映して8月には「ひまわり」(撮影地：ウクライナ)を午前午後の2回、2月には「居眠り磐音」(2019年公開、原作：佐伯泰英)を上映。

実施日：毎月第3土日を中心に年間29作品を上映

会 場：多目的映像ホール

上映開始：10:00～ ※シネマトークは10:25～

定 員：95名 /一部先着50名*事前予約制

料 金：無料

	上映日	作品名	入場者数 (人)
第1回	4月30日	お早う	17
第2回	5月1日	秋刀魚の味	25
ゴールデンウィーク特別上映	5月5日	カンフーパンダ3(吹替版)	23
第3回	5月21日	最高の人生の見つけ方	79
第4回	5月22日	あ、春	51
第5回	6月18日	風をつかまえた少年(字幕)	37
第6回	6月19日	8年越しの花嫁 奇跡の実話	86
第7回	7月16日	異人たちとの夏	42
第8回	7月17日	はじまりのみち	57
夏休み特別上映	8月7日	SINGシング(吹替版)	40
第9回	8月20日	二十四の瞳	55
第10回	8月21日	ひまわりHDリストア版(2回上映)	42 58
第11回	9月17日	僕のワンダフルライフ(字幕)	28
シネマトーク	9月23日	シェイクスピアの庭(字幕)	54
第12回	9月24日	ヴィクトリア女王 最後の秘密 (字幕)	35
第13回	10月15日	魚影の群れ	54
第14回	10月16日	時代屋の女房	54
第15回	11月19日	グリーンブック(字幕)	45
第16回	11月23日	素晴らしき哉、人生!(字幕)	44
第17回	12月10日	レベッカ(字幕)	33
第18回	12月11日	三匹の侍	40
冬休み特別上映	12月25日	東京ゴッドファーザーズ	30
お正月特別上映	1月7日	ANNIEアニー(字幕)	25
第19回	1月14日	モリのいる場所	49
第20回	1月15日	グレンミラー物語(字幕)	33
第21回	2月18日	居眠り磐音	63
第22回	2月19日	学校	61
第23回	3月18日	天城越え	86
第24回	3月19日	つぐみ	62
合 計			1,408

(4) 令和4年度 シネマトーク&上映

「シェイクスピアの庭」の世界～人生の秋に來し方を振りかえる詩人～

日 時：令和4年9月23日（金/祝）

トーク 9：30～10：15

上映 10：25～12：06

※台風14号接近に伴い日程変更

場 所：多目的映像ホール

講 師：小林 潤司 氏（鹿児島国際大学教授）

内 容：上映予定作品「シェイクスピアの庭」の上映にあわせて鹿児島国際大学教授小林潤司氏に見どころなどをお話しいただいた。

料 金：無料

定 員：先着95名/事前予約制

来場者数：54名



(5) 夏の子ども上映会

日 時：7月30日（土）、8月6日（土）、8月11日（木/祝）、
8月27日（土） 10：00～

場 所：多目的映像ホール

内 容：文学の入り口としての絵本を原作とする動く絵本の映像化作品を選定。
上映前トークで作品紹介、同じ作者の絵本の読み聞かせを行う。

料 金：無料 *薩摩川内市視聴覚ライブラリーより素材を借用

定 員：先着95名/事前予約制

来場者数：76名

実施日	上映作品	上映時間	参加者（名）	
			家族数	参加数
7月30日（土）	にじいろのさかな	24分	7	21
8月6日（土）	はらぺこあおむし	33分	9	27
8月11日（木/祝）	レオ・レオニ 5つの名作集	28分	8	24
8月27日（土）	星の王子さま	30分	2	4
合 計			26	76

(6) 読み聞かせボランティアおはなしグループまごころ定例会

期 間：毎月第1金曜日10：00～12：00及び随時 *通年

内 容：当館のボランティアグループの定期的な話し合い、研修のための会合。

おはなし会練習、プログラム作り、選書 ほか。

参加者：23回のべ100名（登録数：4～9月 6名、9月～ 10名）

(7) 読み聞かせ養成講座

当館のおはなし会、読み聞かせに関するイベントの出演者のスキルアップ及び当館の読み聞かせボランティアグループまごころへの新規登録を増やすため、実践的な講座を開催。

実施日：7月1日、7月15日、8月5日 各金曜日（全3回）

時間：10:00～12:00

場所：多目的映像ホール

講師：鳥羽 啓子氏（県立図書館ボランティアグループ「さざなみ」代表）

受講者数：登録32名 延べ56名 *まごころ登録者3件

(8) いきいき生涯学習事業 両館合同企画「心と体を解き放とう！CIダンス体験」

日時：令和4年11月20日（日）

10:00～11:30 第1部ワークショップ 参加者15名

13:30～14:30 第2部ダンスパフォーマンス 参加者11名

場所：企画展示室

出演：勝部ちこ氏、鹿島聖子氏（コンタクト・インプロビゼーショングループ）

内容：伊佐市在住で世界的に活躍しているCI（コンタクト・インプロビゼーション）プロダンサーによる即興ダンスのイベント。当館の収蔵資料の山本直純氏愛用の大橋ピアノの演奏に合わせて踊るシーンもあった。

(9) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施。

名称	日程	日数（日）	参加者（名）
夏のチャレンジクイズ	7月23日（土） ～8月31日（水）	35	154
冬のチャレンジクイズ	12月17日（土） ～1月9日（月/祝）	16	112

(10) 「らくらく鹿児島巡り事業」継続参画

期間：令和4年7月16日（土）～令和5年2月28日（火）

主催：らくらく鹿児島巡り事業事務局（県観光・文化スポーツ部 PR 観光課
受託先：東武トップツアーズ株式会社鹿児島支店）

内容：「らくらくめぐり」施設としてQRコードの設置及び利用案内販促物（パンフレット・チラシ等）の設置。公式WEBサイトへの施設名掲載。

参加者数：4名（1月1名、12月1名、11月2名）

(11) 博物館実習・インターンシップ・職場体験・地域貢献体験研修

学芸員資格取得を希望する博物館実習、薩摩川内市内の中学校・高校の職場体験学習、薩摩川内市内の各小・中学校教職員の地域貢献体験研修（パワーアップ研修、フレッシュ研修）を受け入れた。

名称	期間	実習生
職場体験学習	6月28日(火) ～30日(木)	東郷学園義務教育学校8年生 3名
地域貢献体験研修(地域体験研修) フレッシュ研修(2年目)	7月26日(火) ～28日(木)	可愛小学校教諭1名
薩摩川内市フレッシュ研修 (学校教育課)*展示解説	8月3日(水)	市教諭21名 学校教育課1名
教職員研修(中堅教諭等資質向上研 修)パワーアップ研修(10年目)	8月23日(火) ～25日(木)	川薩清修館高校教諭1名 (3日間)
	8月23日(火) 8月25日(木)	平佐西小学校教諭1名 (2日間)
教職員研修(地域体験研修) フレッシュ研修(2年目)	8月23日(火) ～25日(木)	隈之城小学校教諭1名 (3日間)
	8月24日(水)	平成中学校教諭1名 高来小学校教諭1名
インターンシップ	9月9日(金) ～11日(日)	鹿児島純心女子大学3名 (3日間)

(12) 刊行物

① 令和3年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報

HPダウンロード版PDF

② 文学館たより「文学の泉」

第23号、24号

「文学の泉」▶



(13) 出前講座

- ・自主事業なし
- ・講師派遣なし

(14) その他

① 無料開館

名称	期間	対象	入館者数 (名)
ゴールデンウィーク	4月29日(金/祝)～5月5日(木/祝)	すべての	133
県民の日	7月14日(木)	入館者	8
敬老の日	9月17日(土)～9月25日(日)	65歳以上	19
教育・文化週間	11月1日(火)～11月6日(日)	すべての	92
お正月	1月4日(水)～1月9日(月/祝)	入館者	173

② 特別開館

名 称	期 間	入館者数 (名)
ゴールデンウイーク	5月 2日 (月)	2
夏休み	8月 15日 (月)	2

③ 臨時休館

名 称	期 間
館内燻蒸	5月 31日 (火)
台風14号接近に伴う臨時休館	9月 18日 (日)、9月 19日 (月)

④ その他

- ・家畜伝染病発生防止対策に伴う消毒マット1枚設置 (市畜産営農課)
 依頼期間：令和4年11月22日 (火)～令和5年5月31日 (水)
 そ の 他：防疫対策 (高病原性鳥インフルエンザ)

5 施設利用

(1) 企画展示室利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数 (名)
5月 17日～29日	フォト倶楽部写楽	写真展・パネル展	300
10月 4日～10日	ピン写連	写真展	192
10月 12日～30日	薩摩川内市 観光物産課	「Dr コトー診療所」原 画展	1,149
10月 31日～11月 6日	川内美術協会	第84回川内美術展	398
11月 24日	薩摩川内市民 まちづくり公社	公社理事会	18
1月 20日・21日	薩摩川内市 中央図書館	中央図書館教養講座 「鑑賞を楽しむ鹿児島 市立美術館と郷土ゆか りの作家たち」	40
1月 23日～2月 6日	市甌島振興局	第27回トンボロ芸術 村コンテスト作品展	45
2月 13日～19日	川内水彩会	川内水彩会員展と木彫 り教室作品展	332
3月 16日	薩摩川内市 文化スポーツ課	文学館運営協議会	6

(2) 多目的映像ホール利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数 (名)
8月3日	市教育委員会	フレッシュ研修	22
10月16日	薩摩川内市 観光物産課	「Dr コト一原画展」 山田貴敏講演会	95
10月30日	ECCジュニア五代教室	ECCジュニア Halloween 発表会	223
11月4日 ～5日	川内歴史資料館	講演会「和船と人々の暮らし」	40
11月26日 ～27日	わが青春つきるとも 上映実行委員会	映画「わが青春つきるとも」 *3回上映	172
12月3日	市社会教育課	2022 薩摩川内市青少年フレッシュ 体験事業事前研修会	61
12月10日	地域未来ネット・せんだい	共生社会の実現をめざす舞台芸術 鑑賞会笑福亭鶴笑のパペット落語 *2回公演	160
1月24日	市民の健康を励ます会	映画「夢見る小学校」試写会	4
1月29日	市民の健康を励ます会	映画「夢見る小学校」上映会	81

Ⅱ 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況

(1) 種別資料収集一覧表 (令和4年度)

● 主な収蔵作家

【里見淳関係】

里見淳, 有島武郎, 有島生馬, 有島武, 長与善郎, 那須良輔 ほか

【改造社関係】

芥川龍之介, 菊池寛, 谷崎潤一郎, 武者小路実篤, 志賀直哉, 小林多喜二, 横光利一,
井伏鱒二, 林芙美子, 大佛次郎, 直木三十五, 石坂洋次郎, 堺利彦, 伊藤野枝, 広津和郎,
瀧井孝作, 火野葦平, 高村光太郎, 与謝野晶子, 三好達治, 吉井勇, 高濱虚子, 室生犀星,
河東碧梧桐, バートランド・ラッセル ほか

※ () 内…令和4年度追加資料数

種 別		里見淳関連	改造社 (山本実彦関係)	その他	所蔵資料実数 (合計)
特 別 資 料	原 稿	110 (0)	239 (0)	36 (0)	385 (0)
	書 簡	980 (0)	743 (0)	27 (0)	1,750 (0)
	装 丁	0 (0)	146 (0)	3 (0)	149 (0)
	書 画	190 (5)	39 (0)	40 (0)	269 (5)
	印 刷 物	170 (0)	64 (0)	73 (0)	307 (0)
	複 製	603 (3)	142 (0)	106 (0)	851 (3)
	視 聴 覚	71 (0)	43 (0)	54 (0)	168 (0)
	遺 品	321 (0)	13 (0)	61 (0)	395 (0)
	そ の 他	46 (0)	163 (0)	6 (0)	215 (0)
図 書		778 (3)	698 (5)	2,894 (63)	4,370 (71)
雑 誌		477 (0)	1,053 (7)	429 (11)	1,959 (18)
合 計		3,746 (11)	3,343 (12)	3,729 (74)	10,818 (97)

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合や、資料区分等の見直しによって資料数の増減もある。

(2) 主な購入資料

作家名	種別	資料名	備考
里見弴	書画	里見弴書幅	1点
里見弴	書画	里見弴書幅「寿」	1点
里見弴	書画	里見弴書幅「大道無門」	1点
里見弴	書画	里見弴画「マンドリンを弾く女」	1点
有島生馬	書画	有島生馬 短冊	1点
-	雑誌	武蔵野美術 No. 66	1点
-	雑誌	武蔵野美術 No. 53	1点
-	雑誌	美術手帖 No. 15	1点
-	雑誌	アトリエ No. 332	1点
-	雑誌	美術手帖 No. 86	1点
-	雑誌	藝術新潮 1970年6月号	1点
-	雑誌	みづゑ 901号	1点
-	雑誌	詩學 1巻2号	1点
-	雑誌	美術手帖 No. 512	1点
-	雑誌	美術手帖 No. 158	1点
-	図書	人間評論集 人間別冊3	1点
-	図書	短歌研究 7巻4号	1点
	図書	短歌研究 7巻5号	1点

他 計37点

2 資料修復

収蔵資料（直筆原稿）の紙質劣化を防ぐための修繕（脱酸性化处理）を実施。

実施日 令和5年1月25日（水）・26日（木）

(1) 脱酸化処置対象資料

コレクション	種別	資料名	点数
K	雑誌	「改造」昭和24年2月号	1冊
K	雑誌	「改造」昭和24年3月号	1冊
K	原稿	「改造」昭和24年4月号	1冊

他 計47点

(2) 中性紙保存箱製作対象資料

① 横関愛造原稿「広津さんと改造」

② 里見淳原稿「立腹」

計2点

3 レプリカ製作

以下の作品のレプリカ・表装を作製した。

レプリカ (1) 里見淳原稿「温容」

(2) 里見淳原稿「二三の神経」

(3) 里見淳水彩画「那須岳」 計3点

4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用大橋ピアノ」の調律・点検を行った。

実施日：令和4年6月6日（月）

5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

(1) 昆虫相調査

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程 1回目 令和4年4月25日 各トラップ設置、同年5月16日回収

2回目 令和4年11月7日 各トラップ設置、同年12月5日回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した2種類のトラップ（歩行性昆虫類捕獲用インジケーター・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）によるモニタリング。

結果 最大の捕獲種はアリ類であり、文化財加害種の捕獲数はほぼ問題のない状況であった。

(2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実施日 1回目：令和4年4月25日

2回目：令和4年12月5日

調査方法 真菌類採取用「ペタンチェック 25」を用い、館内20の地点において落下菌を採取。

採取方法 落下法 20分曝露

結果 館内20ポイントで検査を実地。異常値を示すポイントはなく、空気環境は良好な状態にあることが確認できた。

(3) 防虫処理

① 全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD剤（エコミュアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤）による防虫処理を実施した。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 令和4年5月30日（月）

資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業

令和4年5月31日（火）

各種機材・教師虫配置および各部最終確認、SD財投役（燻蒸開始）、館内開放（燻蒸終了）、効果判定、撤収

② 防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域

1F：企画展示室、書庫、収蔵庫1、収蔵庫2、展示室、図書コーナー、休憩コーナー

2F：展示室

施工日時 令和4年12月5日（月）

使用薬剤 エコミュアーFTプレート

（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）

Ⅲ 管理・運営

1 管理・運営

平成16年4月1日から、指定管理者制度により、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されてきた。

令和4年度からは薩摩川内市の組織機構再編により、館の所管が教育委員から市長部局へ移り、経済シテイセールス部の経済政策課が所管することとなった。そのうち、博物館資料に関しては文化スポーツ課所管となった。

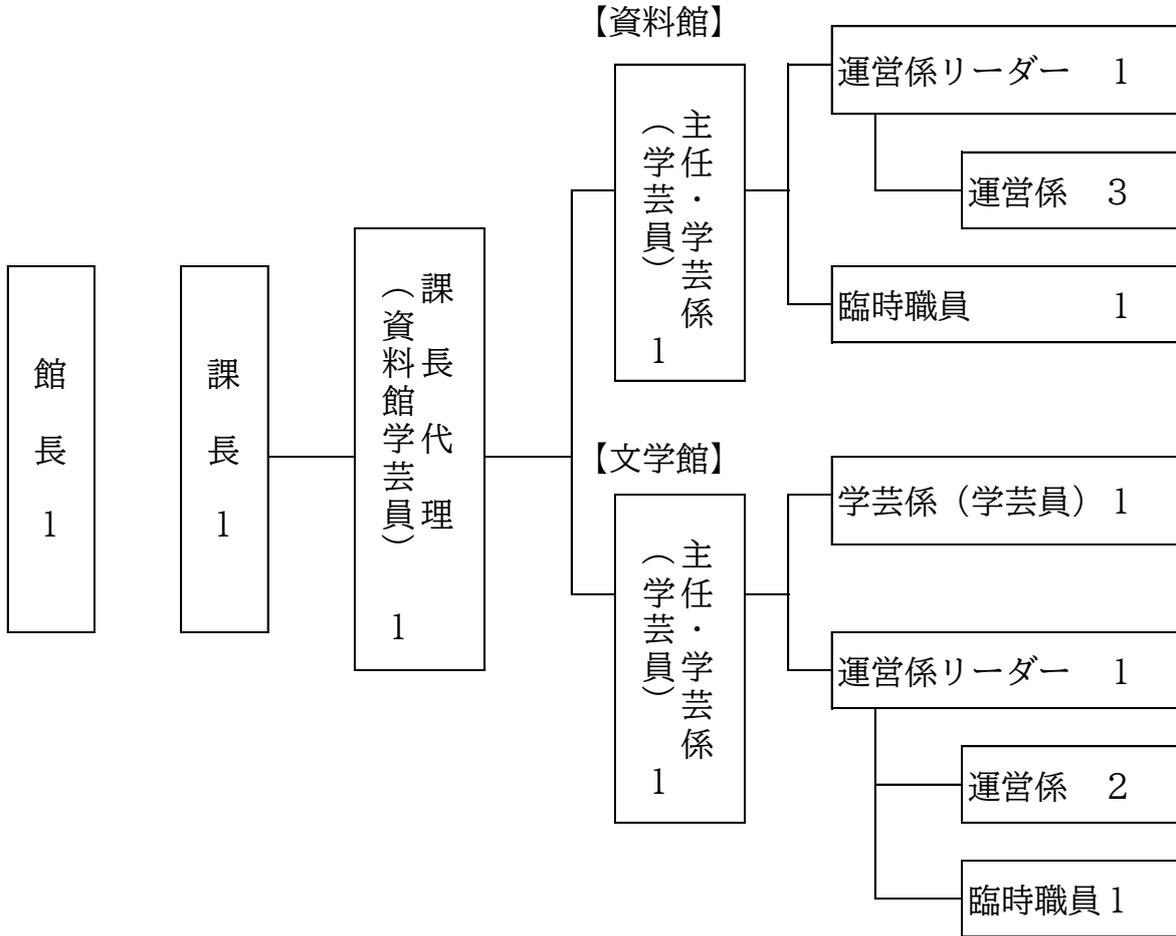
（指定管理者制度については、p20～21 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第4～10条参照）

本年度から大きく変更した体制の中、以下の修繕を行った。

- ・ 加湿器シリンダー修繕
- ・ 屋上防水塗装 / 雨漏り補修2ヶ所（パティオ側大ガラス、はめ殺し窓）自社
- ・ 館外・電気キュービクル錆止め塗装
- ・ ローケースゴム取替修繕
- ・ ショーケース修理
- ・ 収蔵庫系統空調機Vベルト交換（自社）
- ・ 応接コーナースイッチ類修繕
- ・ 企画展示室照明器具（天井埋め込み灯）LED化工事5×4列20個（自社）
- ・ 直筆原稿検索システムPC等入替再構築修繕（アクティブ）
- ・ 企画展示室系統空調機修繕（創電工業）
- ・ 両館電話設備修繕（日立）
- ・ 図書コーナー照明LED器具4灯交換（自社設備）
- ・ 監視カメラPC冷却ファン交換（アクティブ）
- ・ 企画展示室音響ラック改修（自社）

2 川内まごころ文学館指定管理者体制

指定管理者：（公財）薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課



薩摩川内市（所管課）	指定管理者
経済政策課 ・ 予算措置 ・ 施設の大規模修繕 ・ 施設に関する助言・指導 文化スポーツ課 ・ 資料受入れの可否 ・ 資料館運営協議会及び文学館運営協議会に関する事務	資料館・文学館 ・ 施設の管理全般（小規模修繕含む） ・ 事業（運営）計画の作成、実施 ・ 資料の収集、保管、調査・研究、展示に関すること ・ 入館料管理、市への納入処理 ・ 博物館実習等の受入れ ・ 広報及び教育普及、展示解説、問い合わせ対応等 ・ 市への報告（月次、年度） ・ 予算案の作成
社会教育課 ・ 史跡公園の大規模修繕	薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園 ・ 史跡公園の管理全般（小規模修繕含む） * 資料館に含む

3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館運営協議会は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成16年薩摩川内市条例第104号）第28条「市長の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は7名以内で任期は2年である。

運営協議会委員名簿

令和5年3月31日現在

選出区分	氏名	役職名
市内の小・中・義務教育学校の代表者	池田 浩	薩摩川内市立平佐西小学校校長
専門的知識を有する者	川畑 清美	川内美術協会会長
	齊藤 公子	児童作家
学識経験者	古閑 章	鹿児島純心女子大学名誉教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学教授
市長が必要と認める者	内野 久子	社会福祉法人高城保育園園長

第1回協議会

日時 令和4年9月8日（木） 13:30～15:00

- 議事内容
- ・ 薩摩川内市まごころ文学館運営協議会会長及び副会長の選任について
 - ・ 令和3年度川内まごころ文学館事業実績について
 - ・ 令和4年度川内まごころ文学館事業計画及び事業報告について

第2回協議会

日時 令和5年3月13日（月） 13:15～14:45

- 議事内容
- ・ 令和4年度川内まごころ文学館事業実績について
 - ・ 令和5年度川内まごころ文学館事業計画（案）について

月	文学館のみ												資料館共通												文学館のみ バスポート使用者			共通 バスポート使用者			入館料免除			入館料無料			合計			開館日数	平均 (人)	入館料	前入館 生館 対者 比
	個人						団体						個人						団体						一般			小中高			未就学児												
	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計								
	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計									
4	16			16						22	9			31							2					2	9	143	152	83	7	7	97	146	167	7	320	26	12	¥17,680	85.6%		
5	5			5						7	42			49							3					3	8	127	135	644	31	35	710	710	158	35	903	26	35	¥26,280	342.0%		
6	3			3						13	3			16							4					4				238	1		239	261	1		262	26	10	¥5,670	278.7%		
7	9		1	10						16	16	2		34							7					7	8	25	33	289	5	29	323	345	33	29	407	27	15	¥15,730	190.2%		
8	47	1	2	50						50	2	14		66							6					6	33	32	65	259	25	41	325	408	133	41	582	27	22	¥37,490	352.7%		
9	25	1		26						24	5			29							10					10	7	35	42	276	4	1	281	349	39	1	389	24	16	¥16,610			
10	21			21						60	4			64							4					4	20	162	182	1,843	229	56	2,128	1,952	391	56	2,399	26	92	¥22,900	485.6%		
11	5			5						24	6			30							1					1	19	237	256	929	9	26	964	985	246	26	1,257	26	48	¥10,560	80.9%		
12	14		1	15						17	4			21							2					2	23	21	44	658	190	53	901	719	212	53	984	24	41	¥10,630	71.1%		
1	1			1						9	5			14							1					1				535	173	40	748	551	178	40	769	24	32	¥5,210	177.6%		
2	8			8						33	2	2		37							3					3	14	131	145	610	11	25	646	699	144	25	868	24	36	¥17,170	139.8%		
3	8		1	9						17		7		24							1					1	1	5	6	281	2	2	285	308	15	2	325	27	12	¥7,470	141.9%		
計	162	2	5	169						292	98	25		415							44					44	142	923	1,065	6,645	687	315	7,647	7,433	1,717	315	9,465	307	31	¥193,400	162.5%		

(2) 年度別入館状況表

年度	年度別入館状況表												開館日数	一日平均															
	文学館のみ						資料館共通								入館料免除		入館料無料				合計								
	個人			団体			個人			団体					文学館のみ バスポイント 説明書		共通 バスポイント 説明書		一般	小計	一般	小計	一般	小計	未就学児	小中高	合計		
	バス ポイント	小 中高	小 計	一般	バス ポイント	小 中高	小 計	一般	バス ポイント	小 中高	小 計	一般			バス ポイント	小 中高	小 計	一般	バス ポイント	小 中高	小 計	一般	バス ポイント	小 中高	小 計	未 就 学 児	小 中 高	合 計	
15	1,326	131	1,457	356	0	356	773	56	829	148	0	148				898	246	1,144					66	66	3,501	433	4,000	52	77
16	1,893	98	1,991	1,035	114	1,149	1,893	151	2,044	971	297	1,268				4,741	1,550	6,291					238	238	10,533	2,210	12,981	314	41
17	692	71	763	951	51	1,002	842	107	949	437	196	633				5,769	1,484	7,253					229	229	8,691	1,909	10,829	312	35
18	533	8	580	295	11	306	738	97	936	1,669	312	1,981	2	0	2	72	916	577	1,493	4,310	548	150	508	8,640	1,588	10,378	312	33	
19	536	8	590	319	37	356	716	89	991	282	158	440	11	0	11	155	790	520	1,310	6,035	396	236	6,667	9,031	1,255	236	10,522	311	34
20	368	4	431	166	0	166	660	98	868	256	0	256	4	0	4	97	617	885	1,502	6,718	475	224	7,417	8,988	1,530	224	10,742	315	34
21	408	2	449	199	54	253	593	71	778	311	54	365	7	0	7	84	524	273	797	8,421	2,981	1,392	12,794	10,620	3,517	1,392	15,529	310	50
22	217	3	241	98	13	111	449	68	594	137	60	197	6	0	6	52	327	532	859	7,583	1,019	714	9,316	8,940	1,724	714	11,378	311	37
23	267	4	278	25	0	25	486	71	612	215	69	284	3	0	3	58	744	286	1,030	6,080	745	370	7,195	7,953	1,162	370	9,485	313	30
24	177	0	191	0	0	0	400	222	703	224	15	239	4	0	4	109	582	359	941	6,802	562	359	7,723	8,520	1,031	359	9,910	312	32
25	181	2	200	64	0	64	496	155	722	169	0	169	1	0	1	84	711	373	1,084	7,194	943	569	8,706	9,057	1,406	569	11,032	311	35
26	239	3	265	0	0	0	430	182	670	123	0	123	0	0	0	93	680	275	955	7,623	885	539	9,047	9,373	1,244	539	11,156	308	36
27	188	0	192	0	0	0	280	130	426	85	53	138	0	0	0	58	1,190	530	1,720	7,548	467	341	8,356	9,479	1,070	341	10,890	308	35
28	277	0	288	0	0	0	376	144	547	46	0	46	0	0	0	164	678	316	994	8,213	870	454	9,537	9,898	1,224	454	11,576	307	38
29	230	1	243	0	0	0	259	128	402	76	0	76	0	0	0	87	486	230	716	6,811	451	437	7,699	8,078	708	437	9,223	308	30
30	130	1	144	0	0	0	310	137	475	134	0	134	1	2	3	71	517	597	1,114	6,962	888	421	8,271	8,263	1,528	421	10,212	309	33
31	105	0	110	0	0	0	306	120	451	27	82	109	3	4	7	33	520	375	895	5,955	587	421	6,963	7,069	1,078	421	8,568	309	28
令和2	134	3	143	0	0	0	229	90	340	0	0	0	1	0	1	44	267	627	894	3,020	702	168	3,890	3,788	1,356	168	5,312	291	18
令和3	60	1	63	0	0	0	171	86	266	0	0	0	3	0	3	19	218	613	831	3,777	705	160	4,642	4,335	1,329	160	5,824	243	24
令和4	162	2	169	0	0	0	292	98	415	43	77	120	5	0	5	44	142	923	1,065	6,645	687	315	7,647	7,433	1,717	315	9,465	307	31
合計	7,901	39	8,619	3,508	280	3,788	10,236	1,892	13,603	5,310	1,296	6,606	43	6	52	1,261	20,957	10,035	31,823	99,275	12,519	7,328	123,764	154,757	27,302	7,488	199,012	5,556	36

5 決算

(1) 歳入

- ① 入館料 193,400 円
- ② 企画展示室・多目的映像ホール使用料 116,000 円
- ③ 図録等収入 34,400 円

計 343,800 円

(2) 歳出

(単位：円)

科 目	予算額	執行額	予算残額
報酬支出	660,000	660,000	0
諸謝金	383,000	311,750	71,250
旅費交通費	269,000	185,300	83,700
消耗品費	1,714,000	1,540,835	173,165
消耗什器備品費	300,000	0	300,000
印刷製本費	738,000	647,900	90,100
燃料費	50,000	47,163	2,837
光熱水費	3,990,000	3,799,468	190,532
通信運搬費	468,000	317,766	150,234
保険料	307,000	275,150	31,850
委託費	10,393,000	9,757,633	635,367
修繕委託費	1,761,000	1,760,880	120
賃借料	2,559,000	2,310,008	248,992
負担金	108,000	108,000	0
租税公課	6,000	4,200	1,800
会議費	0	0	0
広報費	0	0	0
著作権料	70,000	0	70,000
報償費	76,000	63,404	12,596
雑 費	44,000	22,944	21,056
合計	23,896,000	21,812,401	2,083,599

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
- (2) 文学資料等に関する調査及び研究
- (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
- (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業(指定管理者による管理)

第 4 条 文学館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 文学館の入館の許可(以下「入館許可」という。)及び入館許可の取消し等並びに施設等の使用の許可(以下「使用許可」という。)及び使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 文学館の入館に係る料金(以下「入館料」という。)及び文学館の施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)の收受並びに使用料の還付に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 入館料及び使用料等の収入実績
- (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。

3 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 文学館の休館日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、入館許可を受けなければならない。

(入館料)

第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者

(3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があると認められる者

(入館許可の取消し)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

(使用許可等)

第17条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 19 条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 20 条 第 17 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

第 21 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用の日の 5 日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 22 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 第 18 条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第 23 条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

第 24 条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(立入検査及び指示)

第 25 条 使用者は、市長又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(損害賠償)

第 26 条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報取扱い)

第 27 条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 28 条 市長の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 29 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条又は第 17 条に規定する許可を受けずに文学館に入館し、又は文学館を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15 年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 68 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 17 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 6 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

区 分		入 館 料		
		個 人	団体(20 人以上)	年間入館券
常設 展示	大人	1 人 1 回につき 300 円	1 人 1 回につき 240 円	1 人 1 年間につき 600 円
	小・中・高校生(義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ。)	1 人 1 回につき 150 円	1 人 1 回につき 120 円	1 人 1 年間につき 300 円
特別展示		1 人 1 回につき 2,000 円以内で市長が定める額		

備考

1 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。

2 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 97 号)に規定する薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料

は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては 240 円、個人の小・中・高校生にあつては 120 円、団体の大人にあつては 190 円、団体の小・中・高校生にあつては 100 円、年間入館券の大人にあつては 550 円、年間入館券の小・中・高校生にあつては 250 円とする。

3 未就学児は、無料とする。

別表第 2(第 20 条関係)

1 施設使用料

区 分		午前	午後	1 日	夜間	冷暖房 (1時間あたり)
企画 展示 室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円 2,850	円 2,880	円 4,400	円 —	円 300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	—	300
映像 ホー ル 多 目 的	使用者が入場料等を徴収しない場合	2,850	2,880	4,400	2,880	300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	4,000	300

備考 「午前」とは午前 9 時から午後零時まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「1 日」とは午前 9 時から午後 5 時まで、「夜間」とは午後 5 時から午後 9 時 30 分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区 分	1 回につき
映写機	500 円
プロジェクター	500 円

備考 「1 回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを 1 回として算出した回数をいう。

2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

令和4年4月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成16年薩摩川内市条例第104号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館（以下「文学館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 文学館の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 前項の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定通知書の交付)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、文学館指定管理者指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(入館券)

第4条 指定管理者は、条例第13条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第5条 文学館に入館する者(以下「入館者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(入館料の免除)

第6条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者）にあっては、付添人1人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館する場合
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合

- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者として市長が認めるものが入館する場合
- (4) 前 3 号に掲げるほか、市長が適当と認める場合
- 2 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる場合並びに同項第 4 号に該当する者のうち市長が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、市長に文学館入館料免除申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、文学館入館料免除承認通知書（様式第 4 号）により通知する。

（入館者の遵守事項）

第 7 条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（使用許可等の申請）

第 8 条 条例第 17 条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日（以下「使用日」という。）の 3 箇月前から 5 日前までの間に、文学館使用許可申請書（様式第 5 号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第 23 条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

（使用許可）

第 9 条 指定管理者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを許可し、文学館使用許可書（様式第 6 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

- 2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

（使用許可事項の変更等）

第 10 条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、当該使用日の前日までに指定管理者に届け出なければならない。

（使用料の納入等）

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第 20 条第 1 項の規定による使用料を納入しなければならない。

2 条例第 20 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 20 条第 2 項の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用する場合 使用料を免除
- (2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。）使用料（冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。）を免除
- (3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料を免除
- (4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料の 5 割の額を減額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 21 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、条例第 24 条第 1 項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、市長の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

(損傷等の届出)

第 16 条 入館者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに文学館損傷等届（様式第 8 号）により市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 条例第 26 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、市長が指定するものをもって賠償することができる。

(資料等の寄贈又は寄託)

第 18 条 市長は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる市にゆかりのある文学者の作品等(以下「資料等」という。)の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ市長にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書（様式第 10 号）を、資料等を寄託した者に寄

託資料預り証（様式第 11 号）を交付する。

（寄託資料等の管理）

第 19 条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

（寄託資料等の返還）

第 20 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

（経費の負担）

第 21 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（資料等の館内閲覧）

第 22 条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書（様式第 1 2 号）により指定管理者の承認を受けなければならない。

（撮影等の制限等）

第 23 条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等（以下この条において「撮影等」という。）をしてはならない。ただし、学術研究等のため、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

（貸出し禁止）

第 24 条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、市長が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

（その他）

第 25 条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則（平成 16 年教育委員会規則第 41 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

令和4年4月1日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成16年薩摩川内市条例第104号)第28条に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の委員構成)

第2条 運営協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校を代表する者
- (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に廃止前の薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則(平成16年薩摩川内市教育委員会規則第42号)第2条の規定により委嘱されている委員は、この規則の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和4年5月31日までとする。

* その他

1 令和4年度の歩み

月 日	事業内容等	月 日	事業内容等
令和4年		9月17日	敬老の日無料開館（～9月25日）
3月23日	第16回特別企画展「作家からの手紙Ⅱ」（～5月8日）	9月18日	敬老の日65歳以上無料開館 ※台風14号接近に伴い臨時休館（～19日）
4月8日	まごころ定例会（毎月第2金曜日）	9月23日	シネマトーク&上映「シェイクスピアの庭」の世界～人生の来し方を振り返る人生～ ※台風接近に伴い日程変更
4月29日	ゴールデンウィーク無料開館（4月29日～5月5日）	11月1日	教育・文化週間無料開館（～11月6日） トピック展示「実朝の死」（～12月25日）
4月30日	名作シネマ上映会※年間を通して定期的に実施	11月13日	秋のおはなし会
5月2日	ゴールデンウィーク特別開館	11月20日	いきいき生涯学習事業 「心と体を解き放とう！C Iダンス」
5月5日	ゴールデンウィーク特別上映 「カンフーパンダ3」	12月3日	第12回まごころ児童絵画展（～令和5年1月9日） *体験コーナー干支ぬり絵（～令和5年1月31日）
5月14日	まごころ文芸講座開始	12月17日	冬チャレンジクイズ（～1月9日） 冬休み特別上映 「東京ゴッドファーザーズ」
5月15日	※年間を通して5講座を定期的実施	1月4日	
5月31日	春のおはなし会と風車作り	1月7日	お正月無料開館（～1月9日） お正月特別上映 「ANNIEアニー（字幕）」
7月1日	館内燻蒸、臨時休館	2月26日	里見弴大寒忌コーナー（～2月26日）
7月12日	読み聞かせ養成講座（7/1・7/15・8/5）	3月18日	冬のおはなし会 まごころ文芸講座「名詩を歌う～思い出とともに～」発表会
7月14日	里見弴生誕記念展示「長寿万歳！作家里見弴の生活」（～8月28日）		
7月16日	県民の日無料開館 「らくらく鹿児島巡り」継続参画（～2月28日）		
7月18日	夏のおはなし会		
7月23日	夏のチャレンジクイズ（～8月31日）		
7月30日			
8月2日	夏の子ども上映会（7/30・8/6・8/11・8/27）		
8月7日	特別企画展「山口長男の“ことば”と“かたち”」（～9月25日）		
8月15日	夏休み特別上映 「SINGシング（吹替版）」		
8月27日	夏休み特別開館 ワークショップ「ことばをかたちで描こう」（8/27、8/28、9/17、9/24）		

2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名		
学芸施設課長	岩元 信一		
館 長	徳丸 幸男		
課長代理	吉本 明弘		
主任・学芸係	財部 智美		
学 芸 係	立野 いづみ		
運営係リーダー	永田 睦子		
運営係	濱田 康二	前田 敏郎	下山智久(臨時職員) (令和4年6月から)

3 利用案内

■ 入館のご案内 ■

開館時間 9:00～17:00 (入館は16:30まで)

休 館 日 毎週月曜日 (休日・祝日の場合はその翌日)

駐 車 場 約40台 (隣接する川内歴史資料館と共通)

入館料

大 人	小・中・高校生
300円 (240円)	150円 (120円)

※ () は20人以上の団体

川内歴史資料館との共通入館券

大 人	小・中・高校生
400円 (320円)	200円 (160円)

※ () は20人以上の団体

年間入館券 (年間パスポート) ※1年間有効

大 人	小・中・高校生
600円 (900円)	300円 (400円)

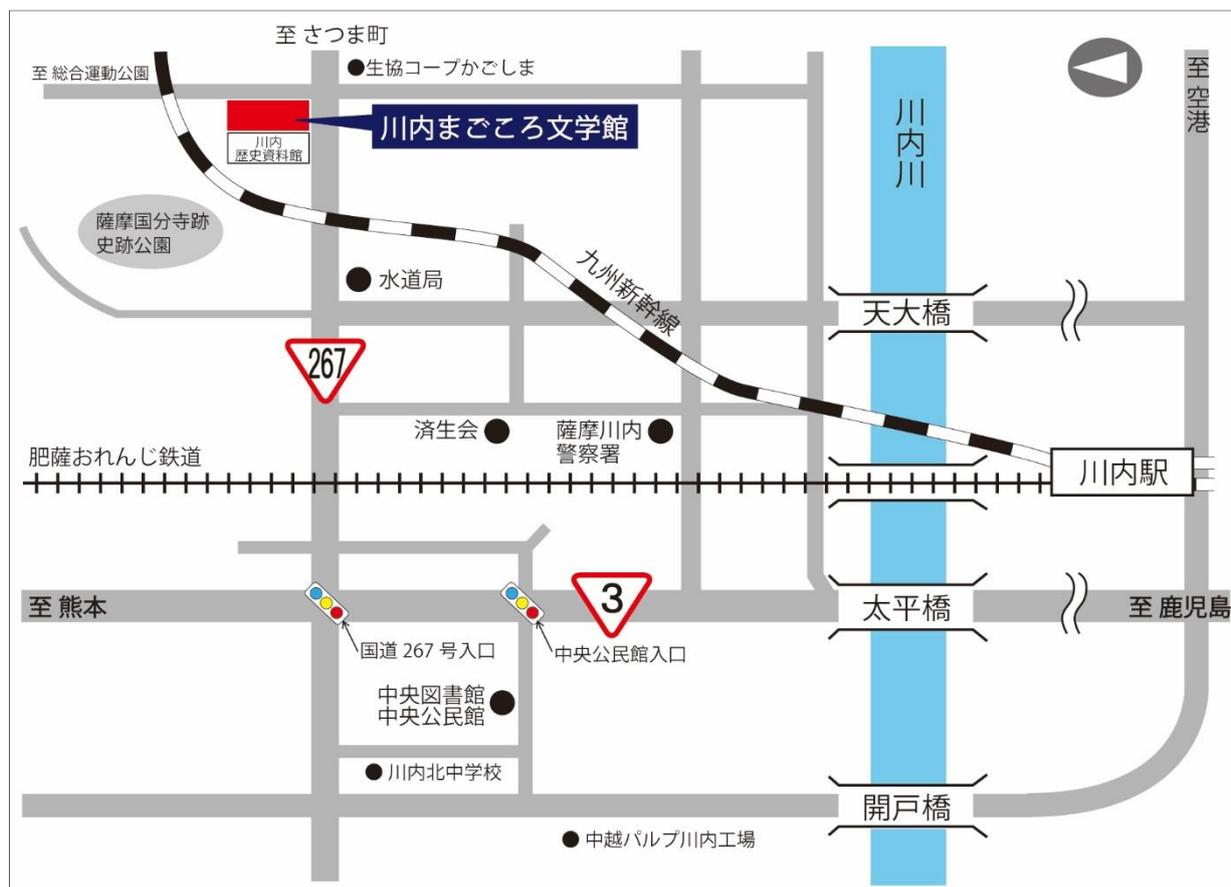
※ () は川内歴史資料館との年間共通入館券

※未就学児は入館無料

※土日祝日に限り、小・中・高校生は入館無料

4 交通案内

- 九州新幹線でJR博多駅からJR川内駅下車（最短約1時間10分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間20分）
- JR川内駅から車で約7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



発行日 令和5年8月
発行 薩摩川内市川内まごころ文学館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2-6
TEL : 0996-25-5580 FAX : 0996-20-0818
ホームページ : <https://magokoro-bungaku.jp/>
eメール : magokoro@po4.synapse.ne.jp

